

改正

令和8年3月18日要綱第26号

立川市既存住宅断熱改修費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における住宅の所有者が、市内に主たる事務所を有する民間事業者（以下「市内事業者」という。）を活用して行う断熱工事、改修工事等に係る費用の一部に対して交付する補助金について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象工事)

第2条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内事業者が行う工事のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。この場合において、当該工事は、第6条の規定による申請を行おうとする日の属する年度（以下「申請年度」という。）の2月末日までに施工が完了するものとする。

- (1) 窓又は扉を断熱建材を使用したものに改修する工事
- (2) 外壁、天井又は床へ断熱材を充填し、又は吹き込む等の改修工事

(補助対象住宅)

第3条 補助対象工事は、市内に存するものであって、次の各号のいずれかに該当する住宅（以下「補助対象住宅」という。）に対して施工するものとする。

- (1) 居住のみを目的として建てられた住宅（以下「専用住宅」という。）
- (2) 一の建物内に、居住の用に供する部分（以下「個人自宅部分」という。）及び店舗その他居住の用に供しない部分があるもののうち、個人自宅部分の床面積が、当該住宅の延べ床面積の100分の50を超えている住宅（以下「併用住宅」という。）

- (3) 集合住宅

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅の所有者（集合住宅にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者（以下「区分所有者」という。）を含む。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する補助対象者は、補助金の交付の対象者と

しない。

(1) 市税等に滞納があること。

(2) 第6条の規定により申請を行おうとする者以外に補助対象住宅を所有し、又は共有する者（区分所有者にあっては、区分所有法第2条第3項に規定する専有部分を共有する者）がいる場合に、補助金の交付を受けることについて、当該補助対象住宅を所有し、又は共有する者全員の同意を得られていないこと。

(3) 区分所有者が補助対象工事を行うに当たり、区分所有法の規定による集会の決議その他補助対象工事を実施するために必要となる要件（以下「集会の決議等」という。）を満たしていないこと、又は区分所有者が専有部分を有する集合住宅における規約（以下「規約」という。）に違反する行為があること。

2 前項の規定にかかわらず、過去においてこの要綱の規定により補助金の交付を受けた補助対象者にあつては、当該補助金の交付の対象となった補助対象住宅につき、重複して補助金の交付を受けることができない。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要した費用の100分の50に相当する額とし、50,000円を上限とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期間内において、既存住宅断熱改修費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(1) 補助対象工事に係る見積書及びその内訳が確認できる書類

(2) 補助対象工事で使用する窓、扉又は断熱材のパンフレット、カタログ等の写し

(3) 補助対象工事の実施箇所が確認できる平面図

(4) 既存住宅断熱改修費補助事業工事施工同意書（第2号様式）（申請者以外に補助対象住宅の共有者がいる場合に限る。）

(5) 集会の決議等があること、規約に違反しないこと等の補助対象工事の適正な実施が可能であることを証する書類（区分所有者が補助対象工事を行う場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、既存住宅断熱改修費補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、交付決定を受けた後、速やかに補助対象工事に着手するものとする。

(工事の変更)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容に変更が生じたときは、速やかに既存住宅断熱改修費補助金変更申請書（第4号様式）を提出するものとする。

2 前項の規定による申請（以下「変更申請」という。）後の補助金の額は、交付決定を受けた額の範囲内とする。

3 変更申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めたときは既存住宅断熱改修費補助金変更決定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(工事の中止)

第9条 交付決定者は、補助対象工事を中止するときは、速やかに既存住宅断熱改修費補助事業工事中止届（第6号様式）を提出するものとする。

(遅延の報告)

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象工事を、申請年度の2月末日までに完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに既存住宅断熱改修費補助事業工事遅延等報告書（第7号様式）を提出し、指示を受けるものとする。

(完了報告)

第11条 交付決定者は、交付決定を受けた補助対象工事が完了したときは、速やかに既存住宅断熱改修費補助事業工事完了報告書（第8号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて報告するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る契約書の写し
- (2) 補助対象工事費用の支払に係る領収書の写し
- (3) 補助対象工事の施行前及び施工後の補助対象住宅に係るカラー写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の決定)

第12条 前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべ

き補助金額を確定し、既存住宅断熱改修費補助金確定通知書（第9号様式。以下「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 交付決定者は、確定通知書を受けた後、速やかに既存住宅断熱改修費補助金交付請求書（第10号様式）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 前条の規定により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めらるものとする。

（1）不正の手段により補助金を受けたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、交付決定の内容若しくは当該交付決定に付した条件に違反したとき。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境資源循環部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日要綱第26号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。